

決議第4号

球磨村議会の解散に関する決議

上記決議案を別紙のとおり球磨村議会議規則第13条の規定により提出します。

令和 7 年12月17日

球磨村議會議長 舟戸 治生 様

提出者 球磨村議會議員 高澤 康成

賛成者 球磨村議會議員 田代 利一

賛成者 球磨村議會議員 嶽本 孝司

賛成者 球磨村議會議員 東 純一

賛成者 球磨村議會議員 板崎 壽一

賛成者 球磨村議會議員 宮本 宣彦

賛成者 球磨村議會議員 永椎 樹一郎

賛成者 球磨村議會議員 西林 尚賜

球磨村議会の解散に関する決議

村政運営においては、議会と執行部はそれぞれ役割が明確に分かれており、執行部は政策の立案、実施、行政サービスを行い、議会は議決による意思決定、執行部を監視するチェック機能を有しており、車の両輪に例えられるようお互の連携・協力が不可欠である。

しかし、これまで球磨村においては、様々な問題が山積する中、問題解決を先送りすることにより村政が停滞、混乱し、職員との信頼関係も修復できない状態であったことから、本議会は、このままでは村の将来に禍根を残すと判断し、令和7年12月12日に松谷浩一村長に対する不信任決議を可決した。

その後、松谷村長より令和7年12月19日をもって辞職する届が提出され、本日、議会も村長の退職の期日に関する同意を議決したところである。

本議会としては、松谷村長に対する不信任決議は、覚悟をもって提出したものであり、今回の一連の事態を厳粛に受け止めるものである。

松谷村長が不信任決議の持つ意味を深く理解され、自らの職を辞するという村政運営において大きな決断をされたことと、これまでの任期中の行政運営に対して深く感謝申し上げる次第である。

一方、議会の役割を両輪で進めることができなかつたことについては、我々議会も深く反省すべきであると認識している。本議会においては、行政と議会の役割を本来のあるべき姿に立て直すことを踏まえて、大きな決断をしなければならないと考えており、新たな議会と執行部の体制を確立し、議会と行政が密接に連携しながら、村政の安定と住民福祉の向上、信頼回復に努めていく必要がある。

今後は、村民のために、現在の村政の混乱、停滞した状態を、1日も早く通常の姿に戻し、スピード感をもって復旧復興を進めていく決意である。

よって、ここに、自らの責任において解散し、村長選挙と同日選挙にて議会議員一般選挙を行うことができるよう、地方公共団体の議会の解散に関する特例法第2条の規定に基づき、本日をもって球磨村議会を解散する。

以上、決議する。

令和7年12月17日

球磨村議会